

下関市危険家屋除却推進事業_申請書類【確認表】

必要書類	備考
(1) 交付申請書（様式第1号）	
(2) 位置図（付近見取図）	
(3) 平面図（間取り図）	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関、台所、風呂、便所等の配置がわかるようにしてください
(4) 外観写真	<ul style="list-style-type: none"> ・正面玄関を撮影したもの ・紙面にプリントしたものも可
(5) 固定資産税課税台帳兼名寄帳 又は全部事項証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・解体予定家屋が掲載されているもの ・資産税課（本庁舎西館2階 083-231-1473）に入手方法をご相談ください
(6) 解体工事の見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の業者に限ります ・内訳は家財撤去費、ブロック塀撤去費、植栽伐採費等、詳細を記入してください
(7) 解体業者の建設業等の許可書 又は解体工事業の届出書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・(6)の見積業者のものがが必要です
(8) 下関市税の「滞納なし証明書」	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の方の滞納がないことを示すもの ・申請者の居住地等に関わらず必要です ・市民税課（本庁舎西館2階 083-231-1916）に入手方法をご相談ください
(9) 申請者が危険家屋を処分する権利を有することが確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が所有者本人の場合は不要です ・申請者が相続人の場合は戸籍謄本の写し等を提出してください